

寒川町議会告示第 2 号

寒川町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和 6 年 6 月 2 1 日

高座郡寒川町議会議長 天利 薫

寒川町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

寒川町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 5 年寒川町議会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号エ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第 4 条第 1 項第 3 号中「保有個人情報」を「議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む）」に改め、同条第 2 項第 2 号中「保有個人情報」を「保有個人情報（前項第 3 号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む）」に改める。

附則

この告示は、令和 6 年 6 月 21 日から施行する。